

氏名	源島 穰
学位の種類	博士（政治学）
学位記番号	博 甲 第 8908 号
学位授与年月日	平成 31年 3月 25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	イギリスの「社会的包摂」をめぐる政治過程 — アイディア生成・共有・政策実施 —
主査	筑波大学 教授 博士（法学） 近藤 康史
副査	筑波大学 教授 法学博士 竹中 佳彦
副査	筑波大学 准教授 博士（法学） 南山 淳
副査	成蹊大学 教授 学術博士 今井 貴子

## 論文の要旨

主に第二次世界大戦後に先進資本主義諸国で確立された福祉国家は、近年、経済成長の停滞やグローバル化の進行の中で、再編が試みられている。本論文は、1990年代後半から2000年代にかけてのイギリス・ブレア労働党政権を対象とし、当政権が福祉国家の再編への試みとして行った「社会的包摂」に関する諸政策がなぜ、どのように実現に至ったのかという課題を、「アイディアの政治」の理論枠組を用いた政治過程の分析を通じて、解明しようとするものである。

本論文は全体で次の10章から構成されている。

序章

第1章 分析枠組

第2章 イギリスの福祉国家をめぐる不確実状況：「社会的排除」問題の出現

第3章 イギリスの福祉国家に関する規範的理念：アイディア正当化の論拠としての「就労中心性」

第4章 「社会的包摂」のアイディア生成過程

第5章 「社会的包摂」としての雇用政策

第6章 「社会的包摂」としての地域政策(1)：実施体制の構成・設計・管理

第7章 「社会的包摂」としての地域政策(2)：ハリンゲイ、チームサイド、タワーハムレッツにおける近隣地域再生政策の取り組み

第8章 「社会的包摂」としての教育政策

終章

序章では、福祉国家の現代的展開を整理し、その不確実性の状況への対応として登場した「社会的包摂」に関する先行研究を検討している。単に貧困を経済的再分配によって緩和しようとするだけでなく、貧困を生み

出す長期失業や不安定就労などの複合的諸問題に対象を広げ、それらを被っている人々を社会に包摂する形で対処しようとする試みとしての「社会的包摂」を、福祉国家再編に向けた包括的な政治的戦略として捉えた上で、その戦略がいかに形成されたのか、またどのように雇用政策や地域政策といった様々な政策として実施されたのかという点から、その政治過程を分析する必要性が示されている。

第1章では、これまで福祉国家の再編についての分析に用いられてきた主要な理論枠組を検討し、本論文の課題に対して「アイディアの政治」が最も有効な分析枠組であることが示される。さらに従来の「アイディアの政治」の枠組の問題点も示しながら、それを克服するために「アイディアの生成過程」と「アイディアの共有と政策実施」の二段階からなる分析枠組を形成している。

第2章では、ベヴァリッジ報告やそれに基づく社会保障制度を出発点とした戦後イギリス福祉国家の展開を整理しながら、それが「就労中心性」という規範的理念に基づく形で形成されていたことが明らかにされる。しかし1970年代以降、失業者の低スキルや低学歴といった「社会的排除」の問題が深刻化すると、「就労中心性」を前提とした福祉国家は機能不全に陥っていくことになったと論じられている。

第3章では、戦後のイギリスの左右両派を代表する雑誌に掲載された福祉に関わるオピニオン記事を題材に言説分析を行い、両派の間に一定の対抗は見られるものの、「就労中心性」という規範的理念が共有されていたことが示される。この分析を通じて、福祉国家の再編へ向けては、社会的アリーナで共有された「就労中心性」の規範を踏まえることが、政策アイディアの正当性を獲得するために必要となることが明らかになる。

第4章では、これまでの状況を踏まえ、ブレア政権がどのように「社会的包摂」のアイディアを生成したのか、その過程が分析されている。このアイディアの生成に関しては、労働党のブレーンであった学者やシンクタンクが重要な役割を担った。その結果、「就労中心性」に基づく就労支援を中心とした人々の包摂や、様々な社会団体との協働によるその実施が、アイディアの軸となったことが示される。

第5章では、職業訓練政策である「若年者向けニューディール政策」が、「社会的包摂」のアイディアに基づく形でいかに実現したのかについて分析している。その実施において特に重要な役割を担うアクターであった職業訓練・企業協議会が、当初はこれらの政策に対して反発を示していたが、上述のアイディアに基づく働きかけによって、人材養成に基づく地域経済活性化という目的から賛成した過程が明らかにされる。

第6章と第7章の課題は、地域政策である「近隣地域再生政策」の実施に至る政治過程である。まず第6章では、政府における実施体制の構築の段階が扱われる。従来の地域政策では政府と地方アクターとの間で対立が生じていたが、「社会的包摂」の実現に向けて地方アクターが自律的・主体的に参加しうる協働体制を政府は提起し、そのことによって地方アクターの支持を取り付けていった過程が明らかにされる。

続いて第7章では、この地域政策の各実施地域では、「近隣地域再生政策」がどのように展開されたのかが分析されている。特に対処が必要とされたハリンゲイ、テムサイド、タワーハムレッツの3地域に焦点を当て、現地調査で収集した資料にも基づき、これらの地域に共通して、就労支援を軸としながら、それを官民協働で行うという形で「社会的包摂」のアイディアが反映していたことが示されている。

第8章の対象は、教育政策である。ブレア政権において試みられた「教育アクション・ゾーン」もまた、これまでの政策と同様、「社会的包摂」のアイディアに基づいていた。それは一定の成果を上げたものの、就労支援を軸にできた福祉政策と異なり「就労中心性」の規範が関連アクターに共有されず、そこには限界も抱えたことが論じられている。

終章においては、本論文のこれまでの議論を整理し、本研究の課題への回答として、ブレア政権における「社会的包摂」という戦略が「就労中心性」の理念を踏まえていたからこそ、様々な政策的・制度的変化が可能となった点について論じられる。さらに、そのような政策的・制度的変化を可能とするアイディアの条件や機能について明らかにしたことが本論文の理論的貢献として示されている。

## 審査の要旨

### 1 批評

本論文は、現代政治分析・比較政治学の分野における主要な学術的論点の一つである「再編期の福祉政治」をテーマとし、1990年代後半から2000年代に至るイギリス・ブレア労働党政権期の「社会的包摂」に関わる諸政策の政治過程を対象として、その福祉国家政策の再編・変化が可能となった条件について解明を試みている。ブレア政権は、「社会的包摂」に関する政策をいかなるアイディアに基づいて形成し、また関係アクターの支持を獲得することで実現へと導いたのか。この課題に対し本論文は、職業訓練を軸とした雇用政策、「近隣地域再生政策」を中心とした地域政策、「教育アクション・ゾーン」に至る教育政策を取り上げ、現地調査によって収集した文書資料などに基づいて丹念にその過程を分析した結果、ブレア政権が「就労中心性」に基づくアイディアをもとに政策を形成し、戦略的に関係アクターに働きかけたことによって、これらの政策が実現したと結論づけている。これまで「社会的包摂」に関しては、理論的な検討やその政策内容の是非を問う研究が多かったが、それらを超えて、「社会的包摂」に関わる諸政策が具体化し実現していく過程を明らかにした点に、本論文の最大の学術的貢献が存在する。

また、イギリス政治研究の文脈から捉えた場合にも、これまでブレア労働党政権の「社会的包摂」の諸政策に関しては、それらがもつ就労促進・強制的性格について批判的に論じることとどまる研究が多かった。それらの先行研究に対し本論文は、これらの政治過程の分析を通じて、むしろブレア政権における「社会的包摂」のアイディアが就労促進的性格を有したからこそ、イギリスの社会アリーナにおける「就労中心性」という規範的理念と共鳴し、多くの関係アクターへと拡散した結果、政策的実現が可能になったことを説得的に解明しており、この点において独創性の高いものでもある。また、その分析のために理論枠組として採用された「アイディアの政治」についても、単に既存の手法を踏襲するだけではなく、生成・共有・実施の段階に分けた上でその成功の条件を明らかにした点で、これまでの研究を発展的に継承した精緻化が試みられており、理論的貢献も認められる。

一方で、本論文に課題がないわけではない。イギリス福祉国家の基盤となった「就労中心性」の規範的理念がやや静態的な構造のように描かれる傾向があり、その結果、アイディアを中心とした「戦略」に注目する論文でありながら、その動態性を十分には生かしきれなかったという問題は指摘しうる。その関連で、「就労中心性」に対する意味づけが政治勢力によって異なる点にもより目配りする必要もあっただろう。また、イギリスの福祉国家が抱えた不確実性について大枠としては理解できるものの、それが具体的にどのような対応を要するものであったのかについて、より政策内容に踏み込んだ検討も必要であったように思われる。

しかしこれらの課題は、本研究の学術的価値や独創性を損なうほどの致命的な不備とまでは言えない。これらは本論文の成果を踏まえて今後対応されるべき点であり、優れた研究であるという本論文の評価を揺るがすものではない。

### 2 最終試験

平成31年1月15日、人文社会科学研究科学学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。審議の結果、審査委員会全員一致で合格と判定された。

### 3 結論

上記の論文審査ならびに最終試験の結果に基づき、著者は博士（政治学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。